

【注意】コース転換後3か月（4月～6月）の共済掛金額について

定年延長により、2022年4月から各種シニア〇〇職（短時間を除く）となる方の標準報酬月額及び共済掛金額は、4月～6月の3か月間の給与の平均に応じ、2022年7月から見直されます。

一旦退職し、翌日付で改めて採用される再雇用シニア〇〇職（短時間を除く）の方と異なり、2022年4月時点では、標準報酬月額及び掛金額は変更されませんのでご注意ください。

⇒ コース変更により、給与が大幅に下がった場合であっても、  
3か月間は共済掛金額が下がりにませんのでご承知おきください！

（例）各種シニア〇〇職（短時間を除く）へのコース転換後の共済掛金額					
年月	給与	【定年延長】 シニア〇〇職		【再雇用】 再雇用シニア〇〇職	
		標準報酬月額	掛金額	標準報酬月額	掛金額
2022年3月	520,000円	530,000円	80,289円	530,000円	80,289円
2022年4月	240,000円	530,000円	80,289円	240,000円	36,357円
2022年5月	240,000円	530,000円	80,289円	240,000円	36,357円
2022年6月	240,000円	530,000円	80,289円	240,000円	36,357円
2022年7月	240,000円	240,000円	36,357円	240,000円	36,357円

※ 共済掛金額は短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料等を含みます。  
 ※ 介護掛金率の変動等、実際の精算額と異なる場合があります。  
 ※ 再雇用シニア〇〇職となる場合、2022年4月時点において、「新規資格取得時決定」を行います。

【照会先】

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター [TEL:0120-97-8484](tel:0120-97-8484)（コールセンター）  
 給与支給に関すること：各社の給与担当へご連絡ください。